

税の申告相談が始まります

申告期限

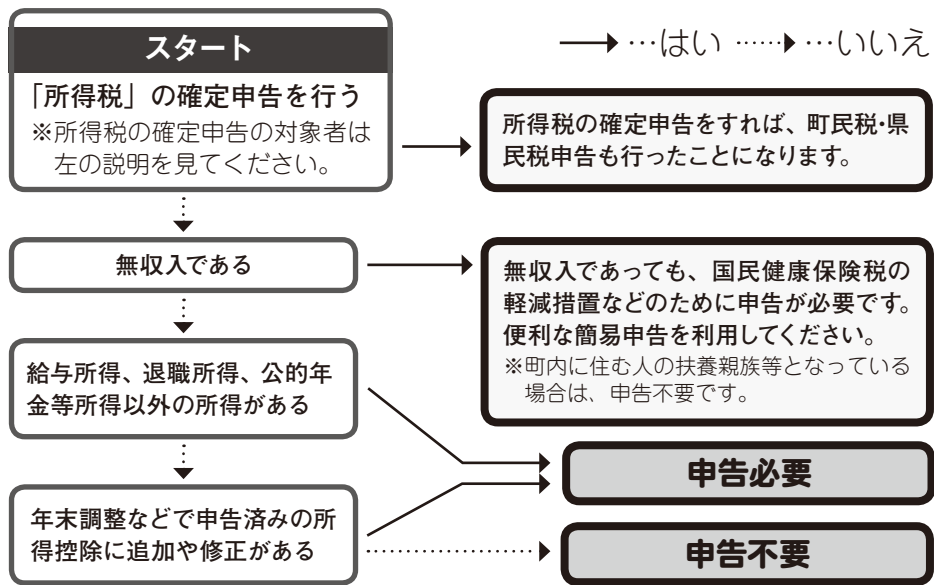
3/15(金)

この申告は、町民税・県民税や国民健康保険税を課税する基礎資料となるほか、所得証明や介護保険、児童手当などの公的サービスの基礎資料となるものです。事前に必要な書類を準備して期限までに申告を行いましう。

●問い合わせ 役場住民税係 ☎ 201局4321番

申告フローチャート

町民税・県民税申告が必要かどうかを確認しよう



※平成31年1月1日に水巻町に住んでいる人の取り扱いです。1月2日以降に転入した人が町民税・県民税申告をする場合は、前住所地へお問い合わせください。
※勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されないときは、給与所得のみの人であっても、申告をしてもらうことがあります。

申告に必要な書類

次のページの日程で申告相談を受け付けます。申告相談を行う人は、申告会場（役場101会議室）入口の番号札を取って、場内で待機してください。
※事前に申告書が必要な人は、問い合わせてください。

①平成30年中の収入が分かる書類
▽給与所得の源泉徴収票
▽公的年金などの源泉徴収票
▽報酬、謝礼などの支払調書
▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書（事前に作成されたもの）
▽保険の満期など一時所得の支払明細
▽個人年金の支払明細
②所得控除額の分かる書類
▽国民年金保険料控除証明書
▽任意継続の健康保険、建設国保

無収入などの簡易申告

簡易申告は、収入や扶養親族などの記入をして役場住民税係窓口へ提出するだけで申告を済ませることができると手続が簡単です。申告会場での順番待ちが不要な簡易申告を利用してください。ただし、簡易申告では各種所得控除を受ける

③その他
▽個人番号カードまたは通知カード
▽印鑑
▽本人名義の通帳の口座番号
※通知カードを持つてくる場合は免許証や保険証などの身分証明書も必要です。

所得税の確定申告

町の申告会場でも、所得税の確定申告の相談をすることができます。ただし、専門的な判断が必要な場合は、税務署窓口へ行ってもらうことがあります。
特に次の3つの相談は、町の申告会場では受け付けることができますので注意してください。
▽株式の譲渡所得
▽不動産の譲渡所得
▽住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）
※町の申告会場には、税務署職員はいません。特殊事情の取り扱いなどは、事前に若松税務署窓口（☎761局2536番）に問い合わせてください。
※申告書類は役場住民税係窓口へ準備しています。

所得税の確定申告の主な対象者



確定申告が必要となる代表的な例は、次の①～④です。例外的な場合が多くありますので、詳しくは国税庁ホームページを見るか、若松税務署に問い合わせてください。

- ①給与収入が2,000万円以上の人
 - ②給与所得があり、年末調整された給与所得以外に20万円以上の所得（退職所得を除く）がある人
 - ③公的年金等収入が400万円以上の人
 - ④給与収入、公的年金等収入以外の所得者（事業所得者など）で、所得税が課税される人
- ※②③に当てはまっても、所得控除などが多額な場合は、申告不要になることがあります。
※①～④に当てはまらない場合でも、所得税の還付を受けられる場合は、確定申告をすることができます。

●問い合わせ 若松税務署 ☎ 761-2536

▷国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

事前準備を忘れずに

医療費控除には明細書の作成が必要です

医療費控除やセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）とは、一定の条件を満たす人が、1年間に支払った医療費や医薬品購入費をもとに所得控除を受ける制度です。

明細書用紙は、役場住民税係窓口、町ホームページ、若松税務署で準備しています。

- 対象 所得税または町民税・県民税の所得割が課税されていて、次のいずれかの条件を満たす人
- ▷医療費控除 年間に支払った医療費が、10万円または総所得金額の5%の少ない方を超える人
 - ▷セルフメディケーション税制 健康増進のための特定健康診査や予防接種などの一定の取り組みを行っている人で、自分や家族のために購入した特定の市薬品（スイッチ OTC 医薬品）の費用が、1万2,000円を超える人

●注意事項

- ▷医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。
- ▷明細書の記入内容の確認のため、領収書を確認することがあります。
- ▷領収書は5年間保存が必要です。
- ▷領収書の代わりに、健康保険組合などが発行する「医療費通知」での手続きができます。

申告の日程

混雑を避けるために、各地区指定日での申告に協力してください。

都合がつかず、各地区指定日以外の日に来るときは、事前の連絡は必要ありません。

時間

午前9時～午後4時

申告受付の番号札を午前8時30分から申告会場の役場101会議室で配布します。

場所

役場 101 会議室

【公的年金のみの申告】

2月	18日	(月)	猪熊
	19日	(火)	伊左座 鯉口
	20日	(水)	下二西 吉田東 吉田西
	21日	(木)	美吉野 吉田南 吉田団地 下二東
	22日	(金)	高松 おかの台 緑ヶ丘
	25日	(月)	立屋敷 二東 二西 宮尾台 中央 高尾
	26日	(火)	梅ノ木団地 古賀 樋口 樋口東
	27日	(水)	頃末北 頃末南

【公的年金以外の申告】

2月	28日	(木)	吉田団地 鯉口 机
	1日	(金)	頃末南 中央
	4日	(月)	高松 下二東
	5日	(火)	伊左座 下二西
3月	6日	(水)	頃末北 吉田西
	7日	(木)	古賀 吉田南
	8日	(金)	二東 美吉野 二西
	11日	(月)	高尾
	12日	(火)	おかの台 宮尾台
	13日	(水)	梅ノ木団地 緑ヶ丘
	14日	(木)	樋口 樋口東 立屋敷
	15日	(金)	吉田東 猪熊